

米国向け輸出エビ製品に関する水産庁による証明について

(平成10年2月13日 貿易局農水産室)

今般、農林水産省（水産庁漁政部水産流通課）において標記に関し、その実施について下記のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

なお、本件は我が国から米国へ輸出されるエビ製品に関して、米国政府が1996年5月1日より別記様式1の証明書（以下「原産証明書」という。）の添付を要求し、併せて当該原産証明書の内容について我が国政府の担当官による裏付け証明を求める措置を導入したため、米国向けエビ製品の輸出に当たって混乱を回避するためにとる暫定的な措置です。

1. 趣旨

米国政府が1996年5月1日から導入した日本からのエビ製品の輸入に関し原産証明書を要求している措置に関し、米国への輸出者等が当該原産証明書に我が国政府担当官の裏付け証明を必要とする場合に、一定の条件が満たされればその原産証明書の内容を水産庁担当官が裏付け証明する。

なお、この措置は、輸出者等からの依頼に基づく任意の措置です。

2. 内容

(1) 証明対象となるエビ製品

別表の米国関税番号に分類されるエビ製品であって、我が国で生産された下記のエビ製品に限る（我が国以外で採捕されたエビ製品を米国へ輸出する場合には、当該採捕国による証明が必要であり、水産庁による証明は行わないので注意すること）。

- ① 養殖エビ（漁獲前に30日以上養殖施設内で飼育されたもの）
- ② 海亀を混獲する恐れのない冷水域及び淡水域で漁獲されたエビ
- ③ 引き揚げに機械を用いない漁具又は米国のプログラムにおいて海亀回避装置の使用が求められていない漁具を用いて漁獲されたエビ（2.の(2)の裏面Block7（3）参照）
- ④ 瀬戸内海で漁獲されるアミエビ（アキアミ）

(2) 提出書類（①から③までに掲げる全ての書類及び必要に応じて④の書類）

- ① 必要事項を記載した米国指定の様式（別記様式1）による原産証明書
- ② 米国向け輸出エビ製品に冠する原産証明申請書（別記様式2）
- ③ 輸出エビ製品が上記2.の(1)の①から④に係るものであることが確

認できる書類（採捕者から輸出者までの所有権の移転にかかる全ての売買に関する書類の写しを添付するものとする。）

④その他輸出エビ製品の原産を証明する書類で必要なもの

（3）提出先

水産庁漁政部加工流通課貿易班（輸出担当）

電話：03-3501-1961

(別表)

- 0306.13.00 シュリンプ及びプローン、冷凍したもの
- 0306.23.00 シュリンプ及びプローン、冷凍していないもの
- 1605.20.05 シュリンプ及びプローン、調整品（魚肉、ミールが含まれ得るもの）
- 1605.20.05 シュリンプ及びプローン、調整品（その他）

(別記様式2)

米国向け輸出エビ製品に対する原産証明申請

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、別添の原産証明書に記載された米国向けに輸出するエビ製品に関し、同原産証明書の内容について水産庁により裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴庁及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

漁獲証明書

平成 年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

米国向け輸出エビ製品に対する原産証明申請中の に関して、
当社により で漁獲された であることを証明
致します。